

が、同法案が実施される場合には、四国地方の電力設備はその主力である水力発電所を旧所有者に委ねる結果となり、一般の電力需要者に電力供給の不安定と電気料金の高騰、地域差の増大等々の悪影響が大きいから、電気設備の復元には反対であるとの請願。

第二二四八号 昭和二十七年七月三日受理

公益事業委員会存置に関する陳情
陳情者 東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協
会長代理副会長 倉田主税

今回行政機構の改革に関連して公益事業委員会制度の廃止が論議されているが、本制度は電気およびガス事業発達のために是非とも必要とする民主的行政組織であるから、存置せられたいとの陳情。

第二二五一号 昭和二十七年七月三日受理

印刷工業を特定中小企業の安定に関する臨時措置法案の対象業とするの陳情
陳情者 東京都中央区新富町二ノ二三日本印刷工業会内
佐久間長吉郎

最近における印刷業界の苦境は、出版界の不況、貿易の不振等によつて益々深刻の度を加えている現状であるから、業界の安定を確保し国民経済、国民文化の健全なる発展を図るため、印刷工業を特定中小企業の安定に関する臨時措置法案の対象業とせられたいとの陳情。

第二二五六号 昭和二十七年七月四日受理

昭和二十七年九月十五日印刷

電気設備復元反対に関する陳情

陳情者 愛媛県知事 久松定武
今回の電気設備復元問題は、四国地方の水力発電設備の五割がこれに該当し、しかもその発電所の性能において、貯水池を持つ高性能の施設が大半を占めているから、もしこれが実現すると、電力の需給調整が不円滑となり、料金の値上、電源開発の支障等が必至となるから、現段階における四国地方の電気設備復元には反対であるとの陳情。

七月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時石炭鉱害復旧法案中一部修正に関する陳情（第二二六八号）
一、繊維機械を禁輸品目より除外等の陳情（第二二八二号）

第二二六八号 昭和二十七年七月七日受理

臨時石炭鉱害復旧法案中一部修正に関する陳情
陳情者 山口県知事 田中龍夫外四名

臨時石炭鉱害復旧法案は、上程以來七十余日を経た現在いままもつて同法案の通過が困難と伝えられているが、関係の多い山口県としては、五月七日および六月十六日の衆参両議院の通商産業委員会の公聴会に意見を述べている通り、同法案の公共施設に学校以外の地方公共団体の維持管理する施設を含めること、残余財産の分配は負担の割に、応じ地方公共団体にも分配すること、復旧費の負担を地方公共団体にかけないこと等の点を修正してすみやかに実施せられたいとの陳情。

第二二八二号 昭和二十七年七月九日受理

繊維機械を禁輸品目より除外等の陳情
陳情者 大阪府南区難波新地二ノ二七関西繊維機器工業会内 杉田寅之助外七名

中国本土とわが国の関係は、古来より不可分であり、ことに繊維機械業界最大の輸出市場であつたことは過去の実績が示すところである。しかも現下の同業界は、国内需要を充分に充てているから、中国本土との貿易を再開して、業界の発展を図るため、繊維機械を禁輸品目より除外せられたいとの陳情。

昭和二十七年九月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局